

業 務 仕 様 書

磐田市立総合病院（以下「甲」という。）と●●株式会社（以下「乙」という。）とは、医薬品調達管理業務（以下「本業務」という。）の業務仕様について、次の通り定める。

1. 委託件名

医薬品調達管理業務

2. 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月 31 日

3. 履行場所

静岡県磐田市大久保 3 1 2 番地 3 磐田市立総合病院内 及び 乙の事務所

4. 業務内容

（1）医薬品調達管理業務

乙は、甲の使用する医薬品等で甲乙協議の上、決定した物品（以下「対象商品」という。）を原則、一括調達（医薬品調達先の卸業者（以下「卸業者」という。）から乙が調達する仕入単価及び乙が甲に納入する納入単価は必ず同額とすること。）を請け負うものとし、甲への納品を手配する。対象商品の納品については乙が指定する卸業者が行うものとし、卸業者の決定権は甲が持つものとする。

A) 調達対象

以下の①～⑦の医薬品等は医薬品調達管理業務の対象外とし、甲が卸業者から直接調達する。但し、価格交渉に関しては、可能な範囲内において乙が実施する。

①麻薬

②覚せい剤原料

③放射性医薬品

④輸血用血液

⑤販売メーカーの取り決め等により、他の医薬品と比較しとりわけ厳格な管理手順が定められている医薬品及び乙が法律上又は事実上調達することができないものとして甲及び乙が協議の上決定したもの

⑥パンデミックワクチン等、甲が直接調達した方が安定供給に繋がるもの

⑦その他、甲乙協議の上決定したもの

B) 調達及び供給方法

- ア) 乙は、卸業者に24時間365日、緊急発注及び緊急納品に対応できる体制を取らせること、又は対応可能な卸業者から調達すること。
- イ) 卸業者に問題が発生した場合は、乙が調整の上、対応する。
- ウ) 新規採用される医薬品、規格変更等があった医薬品、緊急採用される医薬品を追加で契約し、調達する必要がある場合、甲が卸業者を選定し、乙は甲と協議の上調達する。
- エ) 乙は、医薬品調達管理業務を履行する上で、各種関連法令を遵守すること。

C) 月締め処理業務

- ア) 乙は、毎月当該月中に売買が成立した医薬品の請求金額を毎月第3営業日までに甲に報告・確認した上、金額を明記した医薬品購入代金請求書及び明細書を毎月末日締めにて発行し、翌月10日以内に甲に提出すること。なお、甲は乙からの請求に基づき1か月分をまとめて翌月末までに支払うものとする。
- イ) 妥結価格の遡及適用があった場合は、甲の了承をとった上、支払額を決定すること。
- ウ) 甲のために調達した医薬品の仕入単価を明記した明細書を請求書に添付すること。
- エ) 甲の医薬品在庫管理システム（以下「システム」という。）上の仕入データと納品書の突合し仕入実績の確認を行うこと。
- オ) 定期価格交渉（上期、下期の年2回）に伴う遡及精算処理を行うこと。
- カ) 卸業者と各種調整を行うこと。
- キ) その他甲が月締め処理業務のために必要と判断する業務を行うこと。

(2) 医薬品価格交渉業務

- ア) 卸業者との定期価格交渉は上期・下期の年2回、また、卸業者との随時価格交渉（新規採用、帳合変更時）は都度実施すること。
- イ) 乙は、甲が保有又は入手できる価格情報（ベンチマークシステム含む）を有効活用し、また、乙が保有又は入手できる価格情報も活用することで最大限の購入価格削減に努めること。
- ウ) 購入価格削減目標に関しては、薬価の改定や市場の動向を踏まえ、甲と協議の上、決定する。
- エ) 妥結価格の遡及適用及び契約期間は、甲の指示により決定すること。
- オ) 診療報酬改定時等、医薬品の薬価が改定される場合又はその他の価格変更は、甲と協議の上、決定すること。

(3) 医薬品に関する経営及び事務支援、各種分析・報告業務

- ア) 医薬品等の購入実績や消費実績に関連したコンサルティング
- イ) 過去データの活用と今後蓄積されるデータを活用したコンサルティング
- ウ) その他、甲からの依頼に関連したコンサルティング
- エ) 医薬品の購入金額に対する各種分析のために必要な統計資料（薬効別、品目別、メーカー別、卸業者別、高額購入上位品目など）及び報告書等の提供（月1回以上）
- オ) 医薬品に関する各種情報の収集（メーカー、卸業者、他医療機関等）及び提供
- カ) 納入価格及び卸業者別値引率分析及び結果報告の実施（上期・下期の年2回以上）
- キ) 市場価格の調査、各医薬品の標準価格の算出及び報告の実施（上期・下期の年2回以上）
- ク) 甲の購入価格の妥当性の検証、適正価格の算出及び報告の実施（上期・下期の年2回以上）
- ケ) 卸業者との価格交渉進捗状況及び結果報告の実施（上期・下期の年2回以上）
- コ) 価格交渉進捗状況に伴う削減効果検証及び結果報告の実施（月1回以上）
- サ) 削減未達品の抽出及び報告の実施（上期・下期の年2回以上）
- シ) 医薬品の購入及び払出、有効期限管理に資するデータ管理の支援（月1回以上）
- ス) 甲の依頼による各種委員会、会議への出席及び医薬品の購入管理、統計管理情報の提供、購入削減に関する分析・提案・実施（都度）

以上